



鳥取県公報

平成 19 年 3 月 30 日 (金)
号外第 60 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則 (45) (物品調達室) 5
	鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を 改正する規則 (46) (〃) 11
	鳥取県市町村交付金条例施行規則の一部を改正する規則 (47) (地域自立戦略課) 13
	鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (48) (障害福祉課) 16
	鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用 料の額を定める規則の一部を改正する規則 (49) (〃) 23

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県物品事務取扱規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 物品事務の簡素化及びその処理の迅速化を図るため、事務手続を見直す。
- (2) 県の行政組織の見直し及び地方自治法の一部改正に伴う所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 物品事務手続の見直し

- ア 物品の区分のうち「郵便切手類」を「金券類」に改めるとともに、各区分に属する物品を明示する。
- イ 寄附物品の受納手続について、出納機関における受納は、本庁の知事部局と同様に知事の承認を要しないものとする。
- ウ 物品の貸付け及び返還の手続について、物品借受申込書若しくは貸付物品受入調書の作成又は保証人を要しない場合を定める。
- エ 物品の不用の決定及び処分の手続について、不用品決定・処分伺書の作成を要しない場合を定める。
- オ 出納機関における物品の高額不要品の処分手続について、知事の承認を要しない場合を定める。
- カ 譲与又は減額譲渡の手続について、物品譲与調書の作成を要しない場合及び知事の承認を要しない場合を定める。

- (2) 商工労働部産業技術センターに係る規定の削除その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 集中管理事業の対象となる用品の範囲を拡大する。
- (2) 鳥取県特別会計条例の新設に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う事務に、次に掲げるものを加える。

- ア 各総合事務所が集中管理する自動車の賃貸借に係る一括調達
- イ パーソナルコンピュータ賃貸借に係る一括調達支払事務

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

- ア 施行期日は、平成19年4月1日とする。
- イ (1)及び(2)は、平成19年度分の予算から適用する。

鳥取県市町村交付金条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

市町村交付金対象事業の追加等を行うとともに、県内市町村の意見等を踏まえ、市町村交付金申請書の提出時期の早期化等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次のとおり市町村交付金対象事業について追加等を行う。

ア 次の事業を追加する。

- (ア) 人権問題解決のための住民の自立支援及び福祉の向上を図る相談員の隣保館等への設置に要する経費
- (イ) 隣保館等への浄化槽又は排水設備の設置等に要する経費
- (ウ) 農業を営む個人又は法人その他の団体が行う農業に従事する人材の確保・育成のための試行的な取り組みの支援に要する経費

- イ 市町村交付金対象事業のうち、自然エネルギーの導入に対する助成に要する経費について、個人が行うものに加え、特定非営利活動団体、自治会その他の営利を目的としない団体が行うものを対象に加える。
- ウ その他所要の規定の整備を行う。
- (2) 団体等の活動に対して市町村その他の団体等が応分の負担を行う場合における当該市町村の負担に要する経費は、県が当該団体等の構成員になっているときのみ交付金の対象としないこととする。
- (3) 市町村交付金交付申請書の提出期限を1月末日（現行 2月末日）とする。
- (4) 市町村交付金対象事業実績報告書及び市町村交付金実施結果調査書の提出期間の始期を、市町村交付金の交付を受けた年度の1月末日（現行 2月末日）とする。
- (5) 市町村交付金対象事業実績報告書に記載する事項の一部を改める。
- (6) その他所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成19年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正について

- 1 規則の改正理由

児童福祉法施行令等の一部改正に伴い、障害児施設給付費の支給等に係る申請書の様式等を改める。
- 2 規則の概要
 - (1) 次の申請書等の様式について、所要の規定の整備を行う。
 - ア 障害児施設給付費・特定入所障害児食費等給付費支給申請書（障害児施設給付費利用者負担額減額・免除等申請書）
 - イ 世帯状況・収入・資産等申告書
 - ウ 障害児施設受給者証
 - エ 障害児施設給付費・特定入所障害児食費等給付費利用者負担額減額・免除等変更申請書
 - (2) 規則中引用している鳥取県部等設置条例の根拠条項等を改める。
 - (3) 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、指定療育機関指定申請書の様式について、所要の規定の整備を行う。
 - (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成19年4月1日とする。
 - イ (1)ア及びイを使用して行う手続は、施行期日前においても行うことができる。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則の一部改正について

- 1 規則の改正理由

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）の一部が改正され、鳥取療育園における健康保険法に規定する療養の給付の対象とならない予防接種の利用について新たに規則で定める額の使用料を徴収することとされたことに伴い、当該使用料の額を定めるほか、条例により規則で定めることとされている使用料の額を見直す等所要の改正を行う。
- 2 規則の概要
 - (1) 規則で定めることとされている入所等についての皆成学園の利用に係る使用料の額を次のとおり引き下げる。

項目		単位	使用料の額	
			現行	改正後
おむつ	大人用	小サイズ1枚	120円	90円
		中サイズ1枚	140円	100円

- (2) 規則で定めることとされている入所等についての総合療育センター及び鳥取療育園の利用に係る使用料の額を次のとおり定める。

ア 総合療育センターに係る使用料(引き上げ)

項目	単位	使用料の額	
		現行	改正後
(ア) インフルエンザ	1回	1,540円	3,730円
(イ) 二種混合	1回	2,560円	4,690円
(ウ) 三種混合	1回	1,930円	4,060円
(エ) おたふく風邪	1回	3,300円	5,430円
(オ) 水痘	1回	5,500円	7,630円
(カ) 麻疹	1回	2,980円	5,110円
(キ) 風疹	1回	3,090円	5,220円

イ 鳥取療育園に係る使用料(新設)

項目	単位	使用料の額
インフルエンザ	1回	3,730円

- (3) 規則で定めることとされている入所等についての総合療育センター、鳥取療育園及び中部療育園の利用に係る使用料の額を次のとおり定める。

ア 食事の提供に係る減額の対象を市町村民税所得割額が10万円未満(現行 2万円未満)の世帯とする。

イ 総合療育センターに係る使用料

(ア) 次のとおり新たに使用料を徴収する。

項目		単位	使用料の額
a	おむつ	大人用 特小サイズ	70円
b	衛生器具	吸引カテーテル	12フレンチサイズ 30円
			14フレンチサイズ 30円
	ネラトンカテーテル	10フレンチサイズ 40円	
		12フレンチサイズ 40円	

(イ) 次のとおり使用料の額を改める。

項目	単位	使用料の額	
		現行	改正後
a	薬剤容器	投薬瓶 100ミリリットル 30円	40円
		軟膏容器 20グラム 30円	20円
b	おむつ	大人用	小サイズ1枚 120円
			中サイズ1枚 140円
c	衛生器具	吸引カテーテル	8フレンチサイズ 40円
			10フレンチサイズ 40円
	ネラトンカテーテル	8フレンチサイズ 1,740円	40円
d	歯ブラシ	ナイロン毛	1本 180円
		PBT毛(大人用)	1本 80円
		PBT毛(子供用)	1本 90円

(ウ) 次の使用料を廃止する。

項目	単位	使用料の額
衛生器具	栄養カテーテル	6フレンチサイズ 150円

- (4) 施行期日等

ア 施行期日は、平成19年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第45号

鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則

鳥取県物品事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削り、同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(分類)</p> <p>第3条 物品は、次に掲げる区分に<u>分類しなければならない。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>金券類</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 <u>次の各号に掲げる物品は、それぞれ当該各号に定めるものに属するものとする。</u></p> <p>(1) <u>性質、形状を変えることなく長期間にわたって継続使用に耐える物品又は長期間にわたって保存しようとする物品のうち、次に掲げるもの 備品</u></p> <p>ア <u>職印及び庁印</u></p> <p>イ <u>図書館法（昭和25年法律第118号）第3条第1号の規定により収集する図書館資料及び学校図書館法（昭和28年法律第185号）第2条の規定により収集等をする図書館資料（雑誌を除く。）</u></p> <p>ウ <u>博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第3項に規定する博物館資料</u></p> <p>エ <u>産業教育振興法（昭和26年法律第228号）第15条の規定による国の負担に係る物品及び理科教育振興法（昭和28年法律第186号）第9条の</u></p>	<p>(分類)</p> <p>第3条 物品は、次に掲げる区分に<u>分類し、備品については別に定める備品分類表により整理しなければならない。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>郵便切手類</u></p> <p>(4)～(6) 略</p>

務局の各課等（課に相当するものを含み、鳥取県教育センター、鳥取県立図書館、鳥取県立博物館及び鳥取県スポーツセンターを除く。以下同じ。）人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び警察本部の会計課に物品出納員を置く。

2 知事は、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納長をして物品の出納及び保管に関する事務の一部を委任させるものとする。

3 物品出納員は、次に定める者をもってこれに充てる。

(1) 略

(2) 議会事務局にあっては、庶務事務を担当する主幹の職にある者

(3)～(6) 略

4 略

(物品保管主任)

第5条の2 知事は、使用中の物品の保管を行わせるため、知事部局の本庁各課、出納局、議会事務局、教育委員会事務局の各課等、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局（以下「本庁各課等」という。）、警察本部の各課並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第2条第2号に規定する機関、総務部自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部和牛全共室並びに鳥取県東部総合事務所福祉保健局及び鳥取県西部総合事務所福祉保健局並びに鳥取県教育センター、鳥取県立図書館、鳥取県立博物館及び鳥取県スポーツセンター（以下「機関等」という。）に物品保管主任を置く。

2 略

(資金前渡者の購入した物品の引継ぎ等)

第7条 資金の前渡を受けた職員は、その購入した物品（現地で消費する物品を除く。）を、物品引継書により知事又は出納機関（鳥取県会計規則附則第2項から第12項までの規定により出納機関とみなされる総務部自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部和牛全共室並びに鳥取県東部総合事務所福祉保健局及び鳥取県西部総合事務所福祉保

2 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納長をして物品の出納及び保管に関する事務の一部を委任させるものとする。

3 物品出納員は、次に定める者をもってこれに充てる。

(1) 略

(2) 議会事務局にあっては、総務課の課長補佐の職にある者

(3)～(6) 略

4 略

(物品保管主任)

第5条の2 知事は、使用中の物品の保管を行わせるため、知事部局の本庁各課、出納局、議会事務局、教育委員会事務局の各課等、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局（以下「本庁各課等」という。）、警察本部の各課並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第2条第2号に規定する機関、総務部自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、商工労働部産業技術センター及び農林水産部農業大学校並びに鳥取県東部総合事務所福祉保健局及び鳥取県西部総合事務所福祉保健局（以下「機関等」という。）に物品保管主任を置く。

2 略

(資金前渡者の購入した物品の引継ぎ等)

第7条 資金の前渡を受けた職員は、その購入した物品（現地で消費する物品を除く。）を、物品引継書により知事又は出納機関（鳥取県会計規則附則第2項から第8項までの規定により出納機関とみなされる総務部自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、商工労働部産業技術センター及び農林水産部農業大学校並びに鳥取県東部総合事務所福祉保健局及び鳥取県西部総合事務所

健局並びに鳥取県教育センター、鳥取県立図書館、鳥取県立博物館及び鳥取県スポーツセンターを含む。以下同じ。)の長に引き継がなければならない。ただし、催物等に使用した物品の残余については、近くの機関等の長に引き継ぐことができる。

2 及び 3 略

(寄附物品の受納)

第9条 略

(出納の登録)

第11条 出納長、出納員、分任出納員又は物品出納員は、物品の出納の通知を受けたときは、物品を管理するための情報処理システムで総務部庶務集中局が所管するもの(以下「物品管理システム」という。)の物品出納簿(以下「物品出納簿」という。)にその受払いを登録しなければならない。ただし、次に掲げる物品については、契約・交付伺書、寄附物品受納伺書等をもって物品出納簿に代えることができる。

(1)及び(2) 略

(3) 金券類又は原材料で購入後直ちに所属長に払出しをするもの

(4) 略

2 略

(金券類の整理等)

第17条 金券類を保管する物品保管主任は、その受払いを金券類受払簿により整理しなければならない。

2 所属長は、職員をして使用のため保管する金券類の月末の現在高を確認させなければならない。

3 前項の確認を命ぜられた職員は、確認を終了したときは、金券類受払簿に確認済の旨の表示をしなければならない。

(貸付け及び返還の手続)

第22条 物品の貸付けは、法令等の定めるところにより貸し付ける場合を除き、物品借受申込書(様式第

福祉保健局を含む。以下同じ。)の長に引き継がなければならない。ただし、催物等に使用した物品の残余については、近くの機関等の長に引き継ぐことができる。

2 及び 3 略

(寄附物品の受納)

第9条 略

2 出納機関の長は、寄附物品を受納しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める寄附物品又は見積価格が1件300万円未満の寄附物品(1点の見積価格が200万円以上の物品を含むものを除く。)の受納については、この限りでない。

(出納の登録)

第11条 出納長、出納員、分任出納員又は物品出納員は、物品の出納の通知を受けたときは、物品を管理するための情報処理システムで総務部庶務集中局が所管するもの(以下「物品管理システム」という。)の物品出納簿(以下「物品出納簿」という。)にその受払いを登録しなければならない。ただし、次に掲げる物品については、契約・交付伺書、寄附物品受納伺書等をもって物品出納簿に代えることができる。

(1)及び(2) 略

(3) 郵便切手類又は原材料で購入後直ちに所属長に払出しをするもの

(4) 略

2 略

(郵便切手類の整理等)

第17条 郵便切手類を保管する物品保管主任は、その受払いを郵便切手類受払簿により整理しなければならない。

2 所属長は、職員をして使用のため保管する郵便切手類の月末の現在高を確認させなければならない。

3 前項の確認を命ぜられた職員は、確認を終了したときは、郵便切手類受払簿に確認済の旨の表示をしなければならない。

(貸付け及び返還の手続)

第22条 物品の貸付けは、物品借受申込書(様式第2号)及び物品貸付伺書により行わなければならない。

2号)及び物品貸付伺書により行わなければならない。ただし、県の依頼に基づき貸付けを行う場合にあっては、物品借受申込書は要しない。

2 物品の貸付け(県の依頼に基づくものを除く。)を受けようとする者(市町村その他の公共団体又は民法(明治29年法律第89号)第34条に規定する法人を除く。)は、保証人を立てなければならない。ただし、自動体外式除細動器を貸し付ける場合は、この限りでない。

3 返還された貸付物品の受納は、貸付物品受入調書により行わなければならない。ただし、法令等の定めるところにより受納する場合は、この限りでない。

(貸付料の納付)

第24条 物品の貸付料は、貸付けの都度前納させなければならない。ただし、長期貸付けのもので、納付期限の特約のあるものについては、この限りでない。

(不用の決定及び処分)

第30条 略

2 略

3 不用の決定及び不用品の処分は、生産品の不用の決定及び処分を行う場合を除き、不用品決定・処分伺書により行わなければならない。

4 出納機関の長は、取得金額が200万円以上又は見積価格が50万円以上の不用品を処分しようとするときは、不用品処分承認申請書により知事の承認を受けなければならない。ただし、試験研究機関が飼養していた牛を処分する場合は、この限りでない。

(譲与又は減額譲渡)

第35条 物品の譲与は物品譲与調書により、物品の減額譲渡は物品減額譲渡調書により行わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 報償物品、記念品、土産品、啓発物品その他の催事又はこれに類する事業において、県が頒布する物品を譲与する場合

(2) 法令等の定めるところにより県営工事に伴って発生した廃材を譲与する場合

2 出納機関の長は、物品を譲与しようとするときは物品譲与承認申請書により、物品を減額譲渡しようとするときは物品減額譲渡承認申請書により知事の承認を受けなければならない。ただし、前項各号に掲げる場合は、この限りでない。

ただし、県の依頼に基づき貸付けを行う場合にあっては、物品借受申込書(様式第2号)は要しない。

2 物品の貸付け(県の依頼に基づくものを除く。)を受けようとする者(市町村その他の公共団体又は民法(明治29年法律第89号)第34条に規定する法人を除く。)は、保証人を立てなければならない。

3 返還された貸付物品の受納は、貸付物品受入調書により行わなければならない。

(貸付料の納付)

第24条 物品の貸付料は、貸付けの2度前納させなければならない。ただし、長期貸付けのもので、納付期限の特約のあるものについては、この限りでない。

(不用の決定及び処分)

第30条 略

2 略

3 不用の決定及び不用品の処分は、不用品決定・処分伺書により行わなければならない。

4 出納機関の長は、取得金額が200万円以上又は見積価格が50万円以上の不用品を処分しようとするときは、不用品処分承認申請書により知事の承認を受けなければならない。

(譲与又は減額譲渡)

第35条 物品の譲与は物品譲与調書により、物品の減額譲渡は物品減額譲渡調書により行わなければならない。

2 出納機関の長は、物品を譲与しようとするときは物品譲与承認申請書により、物品を減額譲渡しようとするときは物品減額譲渡承認申請書により知事の承認を受けなければならない。

(事故報告)

第46条 略

2 鳥取県会計規則第110条の契約権者は、貸付け、寄託等に係る物品が亡失し、又は損傷したときは、前項の例により知事に報告しなければならない。

(事故報告)

第46条 略

2 契約担当職員は、貸付け、寄託等に係る物品が亡失し、又は損傷したときは、前項の例により知事に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第46号

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則（昭和39年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（用品の範囲）</p> <p>第1条 <u>鳥取県特別会計条例（平成19年鳥取県条例第9号。以下「条例」という。）別表の1の項の第2欄の規則で定める用品は、次に掲げるとおりとする。</u> ただし、東京事務所、大阪事務所及び名古屋事務所に係るものを除く。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>2 略</p> <p>（事務の範囲）</p> <p>第2条 <u>条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>部又は機関のうち管財課、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、八頭総合事務所及び日野総合事務所が集中管理する自動車の購入費、賃借料、燃料費、維持管理経費、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険契約に基づく保険料並びに当該自動車を運転して出張する運転士に支給する旅費の支払に関する事務並びに管財課において賃貸借契約を締結した自動車を保管する地方機関の賃借料、燃料費及び維持管理経費の支払に関する事務</u></p> <p>（3）～（8） 略</p>	<p>（用品の範囲）</p> <p>第1条 <u>鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計条例（昭和39年鳥取県条例第26号。以下「条例」という。）第1条の規定に基づき、鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品の範囲を次のとおり定める。</u>ただし、東京事務所、大阪事務所及び名古屋事務所に係るものを除く。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>2 略</p> <p>（事務の範囲）</p> <p>第2条 <u>条例第1条の規定に基づき、鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う事務の範囲を次のとおり定める。</u></p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>管財課が保管する自動車（軽自動車を除く。）の購入費、燃料費、維持管理経費、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険契約に基づく保険料並びに当該自動車を運転して出張する管財課に所属する運転士に支給する旅費の支払に関する事務</u></p> <p>（3）～（8） 略</p>

(9) 部又は機関におけるパーソナルコンピュータ の賃借料に要する経費の支払に関する事務

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の規定は、平成19年度分の予算から適用する。

鳥取県市町村交付金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第47号

鳥取県市町村交付金条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県市町村交付金条例施行規則（平成18年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目に下線が引かれた別表の細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（市町村交付金の対象事業）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 条例第2条第1項及び前項に規定するもののほか、団体等の活動に要する経費に対して<u>県が市町村その他の団体等と</u>応分の負担を行う場合における当該市町村の負担に要する経費は、市町村交付金の対象経費としない。</p> <p>3 略</p> <p>（最低保証額）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市町村ごとの最低保証額（以下「個別最低保証額」という。）は、前項の規定により算出される最低保証額の総額（以下「最低保証額総額」という。）に2分の1を乗じて得られる額を市町村交付金の交付対象となる市町村数で除して得られる額に、最低保証額総額に2分の1を乗じて得られる額を各市町村の財政規模及び財政力指数を勘案して知事（<u>鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する企画部長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された地域自立戦略課の長。以下同じ。）</u>）が別に定める方法により配分して得られる額を加えて得られる額とする。</p>	<p>（市町村交付金の対象事業）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 条例第2条第1項及び前項に規定するもののほか、団体等の活動に要する経費に対して<u>県及び市町村その他の団体等が</u>応分の負担を行う場合における当該市町村の負担に要する経費は、市町村交付金の対象経費としない。</p> <p>3 略</p> <p>（最低保証額）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市町村ごとの最低保証額（以下「個別最低保証額」という。）は、前項の規定により算出される最低保証額の総額（以下「最低保証額総額」という。）に2分の1を乗じて得られる額を市町村交付金の交付対象となる市町村数で除して得られる額に、最低保証額総額に2分の1を乗じて得られる額を各市町村の財政規模及び財政力指数を勘案して知事が別に定める方法により配分して得られる額を加えて得られる額とする。</p>

(市町村ごとの市町村交付金の額)

第5条 条例第3条第2項に規定する市町村ごとの市町村交付金の交付額は、次の各号に定める額の合計額の範囲内の額とする。

(1) 略

(2) 前号イの額が同号アの額を超える市町村(以下「調整交付対象市町村」という。)にあっては、アの額をイの額で按分して得られる額(以下「調整交付額」という。)

ア 条例第3条第1項第2号の市町村交付金の総額から前号の規定により各市町村に交付する額の合計額を減じた額

イ 各調整交付対象市町村における前号イの額から同号アの額を減じた額

2 略

(市町村交付金の交付)

第6条 市町村交付金の交付を受けようとする市町村長は、毎年度1月末日までに、次に掲げる事項を記載した市町村交付金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

2～6 略

(市町村交付金対象事業の実績等の報告)

第10条 市町村交付金の交付を受けた市町村長は、当該交付を受けた年度の1月末日から翌年度の6月末日までの間に、市町村交付金対象事業実績報告書及び市町村交付金実施結果調書(以下「実績報告書等」という。)を作成し、知事に提出するものとする。

2 市町村交付金対象事業実績報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 市町村交付金の対象事業ごとの事業費及びその内訳

(4) 略

3～6 略

別表(第3条関係)

1及び2 略

3 地域住民が主体となり、地域の自立又は観光振興につながる新たな活動(地域をあげて住民が参画する活動に限る。)に要する経費

4 県内農山漁村と県外都市部の住民の交流を通じ、将来の県内定住又は中山間地域活性化を促進

(市町村ごとの市町村交付金の額)

第5条 条例第3条第2項に規定する市町村ごとの市町村交付金の交付額は、次の各号に定める額の合計額の範囲内の額とする。

(1) 略

(2) 個別最低保証額を超える事業を実施した市町村にあっては、アの額をイの額で按分して得られる額(以下「調整交付額」という。)

ア 条例第3条第1項第2号の市町村交付金の総額から前号の規定により各市町村に交付する額の合計額を減じて得られる額

イ 各市町村において市町村交付金対象事業に要した事業費の額

2 略

(市町村交付金の交付)

第6条 市町村交付金の交付を受けようとする市町村長は、毎年度2月末日までに、次の事項を記載した市町村交付金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

2～6 略

(市町村交付金対象事業の実績等の報告)

第10条 市町村交付金の交付を受けた市町村長は、当該交付を受けた年度の2月末から翌年度の6月末日までの間に、市町村交付金対象事業実績報告書及び市町村交付金実施結果調書(以下「実績報告書等」という。)を作成し、知事に提出するものとする。

2 市町村交付金対象事業実績報告書には、次の事項を記載するものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 市町村交付金の対象事業ごとの所要額及びその内訳

(4) 略

3～6 略

別表(第3条関係)

1及び2 略

3 地域住民が主体となり、地域の自立又は観光振興につながる新たな活動(地域をあげて多くの住民が参画する活動に限る。)に要する経費

4 県内農山村と県外都市部の住民の交流を通じ、将来の県内定住又は中山間地域活性化を促進する

<p>する活動に要する経費</p> <p>5～14 略</p> <p>15 <u>個人又は特定非営利活動団体、自治会その他の営利を目的としない団体が行う自然エネルギーの導入に対する助成に要する経費及び市町村立学校への自然エネルギー導入に要する経費</u></p> <p>16～29 略</p> <p>30 <u>人権問題解決のための住民の自立支援及び福祉の向上を図る相談員の隣保館等への設置に要する経費</u></p> <p>31 <u>隣保館等への浄化槽又は排水設備の設置等に要する経費</u></p> <p>32 <u>農業を営む個人又は法人その他の団体が行う農業に従事する人材の確保・育成のための試行的な取組みの支援に要する経費</u></p>	<p>活動に要する経費</p> <p>5～14 略</p> <p>15 個人が行う自然エネルギーの導入に対する助成に要する経費</p> <p>16～29 略</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県市町村交付金条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に交付する市町村交付金について適用し、施行日前に交付した市町村交付金については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、新規則第10条第2項の規定は、施行日以後に同条第1項の規定により知事に提出する市町村交付金対象事業実績報告書から適用する。

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第48号

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県児童福祉法施行細則（平成3年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（措置決定の通知等）</p> <p>第10条 知事（権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該事務の委任を受けた鳥取県児童相談所設置条例（平成12年鳥取県条例第13号）第1条の規定により設置された児童相談所の長（以下「児童相談所長」という。）。次項において同じ。）は、法第27条第1項第3号若しくは第2項、第27条の2第1項又は第63条の3第1項の規定による措置を採ったときは、措置決定通知書（様式第11号）によりその保護者及び当該施設の長又は里親に通知するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>（措置決定の通知等）</p> <p>第10条 知事（権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県児童相談所設置条例（平成12年鳥取県条例第13号）第1条の規定により設置された児童相談所の長（以下「児童相談所長」という。）。次項において同じ。）は、法第27条第1項第3号若しくは第2項、第27条の2第1項又は第63条の3第1項の規定による措置を採ったときは、措置決定通知書（様式第11号）によりその保護者及び当該施設の長又は里親に通知するものとする。</p> <p>2 略</p>
<p>（児童福祉施設の設置認可の申請等）</p> <p>第20条 略</p> <p>2 知事（権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該事務の委任を受けた福祉事務所長）は、前項の申請書の提出があった場合は、これを審査の上、認可するかどうかを決定し、その結果を当該申請をした者に対し、書面により通知するものとする。</p>	<p>（児童福祉施設の設置認可の申請等）</p> <p>第20条 略</p> <p>2 知事（権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた福祉事務所長）は、前項の申請書の提出があった場合は、これを審査の上、認可するかどうかを決定し、その結果を当該申請をした者に対し、書面により通知するものとする。</p>
<p>第31条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、福祉保健部長（権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する福祉保健部長</p>	<p>第31条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、福祉保健部長（権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する当該事務の委任を受けた鳥取県部等設置条例（平成6年鳥取県条例第5号）第1条の規定により設置された福</p>

<p>をいう。)が別に定める。</p> <p>様式第4号(第5条、第6条関係)</p> <p>指定療育機関指定(指定事項変更)申請書</p> <p>児童福祉法第20条第5項の規定による指定療育機関として指定(変更)を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">フリガナ</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 20%;">児童の教育に必要な設備</td> <td style="width: 15%;">学校の名称</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">学校の種別</td> <td style="width: 35%;">特別支援学校、特別支援学級、教員派遣</td> </tr> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p>添付書類 略</p>	略	児童の教育に必要な設備	学校の名称		学校の種別	特別支援学校、特別支援学級、教員派遣	略					<p>祉保健部の長をいう。)が別に定める。</p> <p>様式第4号(第5条、第6条関係)</p> <p>指定療育機関指定(指定事項変更)申請書</p> <p>児童福祉法第20条第5項の規定による指定療育機関として指定(変更)を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">フリガナ</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 20%;">児童の教育に必要な設備</td> <td style="width: 15%;">学校の名称</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">学校の種別</td> <td style="width: 35%;">養護学校、特殊学校、教員派遣</td> </tr> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p>添付書類 略</p>	略	児童の教育に必要な設備	学校の名称		学校の種別	養護学校、特殊学校、教員派遣	略				
略																							
児童の教育に必要な設備	学校の名称		学校の種別	特別支援学校、特別支援学級、教員派遣																			
略																							
略																							
児童の教育に必要な設備	学校の名称		学校の種別	養護学校、特殊学校、教員派遣																			
略																							

第2条 鳥取県児童福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第25号の2の裏面を次のように改める。

(裏面)

申請する減免の種類	<p>負担上限月額に関する認定(下記 の軽減措置適用前)</p> <p>下記の区分の適用を申請します。</p> <p>(あてはまるものに をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの
	<p>障害児施設等軽減に関する認定</p> <p>下記のいずれにも当てはまるため、障害児施設等軽減を申請します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在宅において生活する者又は20歳未満の施設入所者(注1) 2 市町村民税非課税世帯に属する者又は市町村民税課税世帯のうち世帯の市町村民税所得割額の合計額が10万円未満の者 3 申請者(障害児の保護者又は障害者)及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者が一定の不動産(親族等が現に居住する不動産を除く。)等以外の資産を有さないこと。 4 申請者(障害児の保護者又は障害者)及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者の預貯金等の額が次の額以下の者 <ul style="list-style-type: none"> ア 申請者の属する世帯が単身世帯であるもの・・・500万円 イ 申請者の属する世帯が2人以上の世帯であるもの・・・1,000万円
	<p>個別減免・医療型個別減免に関する認定</p>

下記の1又は2のいずれかに当てはまるため、個別減免・医療型個別減免を申請します。

1 施設を利用する方が20歳以上の場合（下記項目を満たすこと。） (1) 施設入所者（注1）又は医療型施設入所者（注2）であること。（年齢 歳） (2) 市町村民税非課税世帯の者 (3) 一定の資産を有していないこと。 ア 預貯金等の額が500万円以下であること。 イ 不動産を所有していないこと。（親族等が現に居住する不動産を除く。）	2 施設を利用する方が20歳未満の場合 (1) 医療型施設入所者（注2）であること。（年齢 歳）
特定入所障害児食費等給付費に関する認定（医療型施設は除く。） 下記のいずれにも当てはまるため、特定入所障害児食費等給付費を申請します。	
(施設を利用する方が20歳以上の場合) 1 施設入所者（注1）であること。（年齢 歳） 2 市町村民税非課税世帯の者	(施設を利用する方が20歳未満の場合) 1 施設入所者（注1）であること。（年齢 歳）
生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置又は特例補足給付）に関する認定 生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置 特例補足給付）を申請します。 * 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。	

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

(注1) 対象施設は、障害児施設給付費の対象となる入所施設（通所施設は除く。）

(注2) 対象施設は、障害児施設給付費及び障害児施設医療費の対象となる入所施設（通所施設は除く。）

申請書提出者	申請者本人	申請者本人以外（下の欄に記入）	
フリガナ		申請者	
氏名		との関係	
住所	郵便番号	電話番号	

様式第25号の3を次のように改める。

様式第25号の3（第15条の2、第15条の7関係）

（表面）

世帯状況・収入・資産等申告書

職 氏名 様

申告年月日 年 月 日

申告者（保護者）住所

（保護者）氏名

障害児施設等軽減を申請する場合 生計中心者住所 " 氏名

次のとおり申告します。

1 世帯の状況等について 住民票と同じ

	氏	名	生 年 月 日	本人との関係
申請者				
世帯主				
世帯員				

2 申請者の収入の状況について

(個別減免・補足給付を申請しない場合...、及びのみ記入)
 " 申請する場合...すべて記入

(1) 合計所得金額の状況

合計所得金額	円	
--------	---	--

(2) 収入等の状況

収入(A)(年収)

区分	種 類	収入額
稼得 等収 入	障害年金等(障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、特別障害給 付金、障害を事由に支給される労災による年金等、遺族基礎年金、遺族 厚生年金、遺族共済年金、老齢基礎年金、老齢厚生年金等)()	円
	特別児童扶養手当等(特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手 当又は特別児童扶養手当)()	円
	工賃等収入	円
	その他の収入()	円
その 他収 入	仕送り収入	円
	不動産等による家賃収入	円
	その他の収入()	円

必要経費(B)

種 類	内 容	金 額
租 税		円
		円
社会保険料		円
		円

(裏面)

3 申請者の資産等について(個別減免及び障害児施設等軽減を申請する場合)

種 類	有無	内 容	
申請者名義の預貯金等	有・無		
申請者名義の不動産等	有・無		一定の親族のための 居住用不動産に該当
			一定の親族のための 居住用不動産に該当
その他の資産	有・無		

* 個別減免の場合については、利用者が20歳以上の場合に上記に本人の状況を記載

4 生計中心者の資産等について(障害児施設等軽減を申請する場合)

種 類	有無	内 容	
生計中心者名義の預貯 金等	有・無		
生計中心者名義の不動 産等	有・無		一定の親族のための 居住用不動産に該当
			一定の親族のための 居住用不動産に該当

その他の資産	有・無
--------	-----

申請書提出者	申請者本人	申請者本人以外（下の欄に記入）	
フリガナ 氏名		申請者 との関係	
住所	郵便番号	電話番号	

（記入上の注意）

- 1 収入のうち証明書等があるものは、この申請書に必ず添付してください。
- 2 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- 3 不実の申告をした場合、関係法令により処罰される場合があります。

様式第25号の5の表面を次のように改める。

（表面）

（一）		（二）			（三）			
障害児施設受給者証		施設給付決定の内容			指定知的障害児施設等の記入欄			
受給者証番号		施設支援の種類 及び内容			指定知的 障害児施 設等の名 称	入所日・退所 日	施設 確認 印	
施設 給付 決定 保 護 者	居住地	給付決定期間	年 月 日 から 年 月 日まで	特定入所障害児食費等給付費 の支給内容		入所日 年 月 日 ----- 退所日 年 月 日		
	フリガナ 氏名	支給額		支給額		入所日 年 月 日 ----- 退所日 年 月 日		
障 害 児	生年月日	適用期間	年 月 日 から 年 月 日まで	利用者負担に関する事項		入所日 年 月 日 ----- 退所日 年 月 日		
	フリガナ 氏名	利用者負担 割合（原則）	1 割 負担 上限 月額	利用者負担 割合（原則）		入所日 年 月 日 ----- 退所日 年 月 日		
交付年月日		適用期間	年 月 日 から 年 月 日まで	食事提供加算対象者		（予備欄）		
支給都道府県 の名称及び印		適用期間	年 月 日 から 年 月 日まで	適用期間				年 月 日 から 年 月 日まで
		特記事項						

様式第25号の9を次のように改める。

様式第25号の9（第15条の7関係）

（表面）

障害児施設給付費・特定入所障害児食費等給付費利用者負担額減額・免除等変更申請書

職 氏名 様

次のとおり申請します。

		申請年月日		年 月 日	
申請者	フリガナ 氏 名		生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日
	居住地	郵便番号	電話番号		
		生年月日		昭和 平成 年 月 日	
フリガナ 支給申請に係る 障 害 児 氏 名		続 柄			
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番 号		精神障害者保健 福祉手帳番号	
変更理由					

変 更 申 請 す る 減 免 の 種 類	<p>負担上限月額に関する認定（下記 の軽減措置適用前）</p> <p>下記の区分の適用（の変更）を申請します。</p> <p>（当てはまるものに を付ける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。）</p> <p>1 生活保護受給世帯</p> <p>2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの</p> <p>3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの</p>	
	<p>障害児施設等軽減に関する認定</p> <p>下記のいずれにも当てはまるため、障害児施設等軽減（の変更）を申請します。</p> <p>1 在宅において生活する者又は20歳未満の施設入所者（注1）</p> <p>2 市町村民税非課税世帯に属する者又は市町村民税課税世帯のうち世帯の市町村民税所得割額の合計額が10万円未満の者</p> <p>3 申請者（障害児の保護者又は障害者）及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者が一定の不動産（親族等が現に居住する不動産を除く。）等以外の資産を有さないこと。</p> <p>4 申請者（障害児の保護者又は障害者）及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者の預貯金等の額が次の額以下の者</p> <p>ア 申請者の属する世帯が単身世帯であるもの・・・500万円</p> <p>イ 申請者の属する世帯が2人以上の世帯であるもの・・・1,000万円</p>	
	<p>個別減免・医療型個別減免に関する認定</p> <p>下記の1又は2のいずれかに当てはまるため、個別減免・医療型個別減免（の変更）を申請します。</p>	
	<p>1 施設を利用する方が20歳以上の場合 （下記項目を満たすこと。）</p> <p>(1) 施設入所者（注1）又は医療型施設入</p>	<p>2 施設を利用する方が20歳未満の場合</p> <p>(1) 医療型施設入所者（注2）であること。</p>

所者（注2）であること。（年齢 歳） （2）市町村民税非課税世帯の者 （3）一定の資産を有していないこと。 ア 預貯金等の額が500万円以下であること。 イ 不動産を所有していないこと。（親族等が現に居住する不動産を除く。）	（年齢 歳）
--	--------

（裏面）

変更申請する減免の種類	特定入所障害児食費等給付費に関する認定（医療型施設は除く。） 下記のいずれにも当てはまるため、特定入所障害児食費等給付費（の変更）を申請します。
1 施設入所者（注1）であること。（年齢 歳） 2 市町村民税非課税世帯の者	施設を利用する方が20歳未満の場合 1 施設入所者（注1）であること。（年齢 歳）
免 の 種 類	生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置、特例補足給付）に関する認定 生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置 特例補足給付）（の変更）を申請します。 * 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

（注1） 対象施設は、障害児施設給付費の対象となる入所施設（通所施設は除く。）

（注2） 対象施設は、障害児施設給付費及び障害児施設医療費の対象となる入所施設（通所施設は除く。）

申請書提出者	申請者本人	申請者本人以外（下の欄に記入）	
フリガナ		申請者	
氏名		との関係	
住所	郵便番号	電話番号	

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 改正後の鳥取県児童福祉法施行細則（以下「新規則」という。）様式第25号の2又は様式第25号の3を使用して行う新規則第15条の2の規定による手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第49号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則（平成18年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第4条関係）				別表第1（第4条関係）			
施設の利用			1単位当 たりの使 用料の額	施設の利用			1単位当 たりの使 用料の額
項目		単位		項目		単位	
1	(1) 略			1	(1) 略		
食 事 の 提 供	(2) (1)の利用以外の 利用の場合	朝食1食	400円	短期入所又は入所等の 利用の場合	朝食1食	400円	
		昼食1食	530円		昼食1食	530円	
		夕食1食	650円		夕食1食	650円	
2及び3 略				2及び3 略			
4 お む つ	大人用（入所等の利用の 場合に限る。）	小サイズ 1枚	90円	大人用（入所等の利用の 場合に限る。）	小サイズ 1枚	120円	
		中サイズ 1枚	100円		中サイズ 1枚	140円	
別表第2（第5条関係）				別表第2（第5条関係）			
施設 名	項目		1回当たりの 使用料の額	項目		1回当たりの 使用料の額	
鳥取 県立 総合 療育 セン ター	1 予 防接 種	(1) インフルエンザ	3,730円	1 予 防接 種	(1) インフルエンザ	1,540円	
		(2) 二種混合	4,690円		(2) 二種混合	2,560円	
		(3) 三種混合	4,060円		(3) 三種混合	1,930円	
		(4) おたふく風邪	5,430円		(4) おたふく風邪	3,300円	
		(5) 水痘	7,630円		(5) 水痘	5,500円	
		(6) 麻疹	5,110円		(6) 麻疹	2,980円	

	(7) 風疹	5,220円
	2 虫歯予防フッ素塗布	1,210円
鳥取 県立 鳥取 療育 園	予防接 種 インフルエンザ	3,730円

	(7) 風疹	3,090円
	2 虫歯予防フッ素塗布	1,210円

別表第3 (第5条関係)

施設名	施設の利用		1単位当たりの使用料の額	
	項目	単位		
鳥取 県立 総合 療育 センター	1 食 事の 提供	(1)及び(2) 略		
		(3) 市町村民 税所得割額が 10万円未満の 世帯に係る入 所等のうち通 所の利用の場 合	昼食1食 300円	
		(4)及び(5) 略		
	2及び3	略		
	4 薬 剤容 器	(1) 投薬瓶	略	
			100ミリ リットル	40円
		略		
	(2) 軟膏容器	20グラム	20円	
		略		
	(3) 略			
5 お むつ	(1) 大人用	特小サイ ズ1枚	70円	
		小サイ ズ 1枚	90円	
		中サイ ズ 1枚	100円	
	(2) 子供用	大サイ ズ 1枚	30円	
		特大サイ ズ1枚	50円	
	(3) 略			
6 衛 生器 具	(1) 吸引カテ ーテル	8フレン チサイ ズ	30円	
		10フレン チサイ ズ	30円	
		12フレン	30円	

別表第3 (第5条関係)

施設名	施設の利用		1単位当たりの使用料の額	
	項目	単位		
鳥取 県立 総合 療育 センター	1 食 事の 提供	(1)及び(2) 略		
		(3) 市町村民 税所得割額が 2万円未満の 世帯に係る入 所等のうち通 所の利用の場 合	昼食1食 300円	
		(4)及び(5) 略		
	2及び3	略		
	4 薬 剤容 器	(1) 投薬瓶	略	
			100ミリ リットル	30円
		略		
	(2) 軟膏容器	20グラム	30円	
		略		
	(3) 略			
5 お むつ	(1) 大人用	小サイ ズ 1枚	120円	
		中サイ ズ 1枚	140円	
		大サイ ズ 1枚	40円	
	(2) 子供用	特大サイ ズ1枚	60円	
	(3) 略			
6 衛 生器 具	(1) 吸引カテ ーテル	8フレン チサイ ズ	40円	
		10フレン チサイ ズ	40円	

			チサイズ	
			14フレン	30円
			チサイズ	
		(2) 略		
		(3) 栄養カテ	8フレン	150円
		ーテル	チサイズ	
		(4)~(10) 略		
		(11) ネラトン	8フレン	40円
		カテーテル	チサイズ	
			10フレン	40円
			チサイズ	
			12フレン	40円
			チサイズ	
	7	歯ブラシ	ナイロン	160円
			毛	
			P B T毛	80円
			(大人用)	
			P B T毛	90円
			(子供用)	
	8	略		
鳥取	食事の	(1) 略		
県立	提供	(2) 市町村民	昼食1食	300円
鳥取		税所得割額が		
療育		10万円未満の		
園及		世帯に係る入		
び鳥		所等のうち通		
取県		所の利用の場		
立中		合		
部療		(3) 略		
育園				

		(2) 略		
		(3) 栄養カテ	6フレン	150円
		ーテル	チサイズ	
			8フレン	150円
			チサイズ	
		(4)~(10) 略		
		(11) ネラトン	8フレン	1,740円
		カテーテル	チサイズ	
	7	歯ブラシ	1本	180円
	8	略		
鳥取	食事の	(1) 略		
県立	提供	(2) 市町村民	昼食1食	300円
鳥取		税所得割額が		
療育		2万円未満の		
園及		世帯に係る入		
び鳥		所等のうち通		
取県		所の利用の場		
立中		合		
部療		(3) 略		
育園				

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う施設の利用に係る費用の徴収について適用し、同日前に行われた施設の利用に係る費用の徴収については、なお従前の例による。